

日学保第 3 2 号
令和 7 年 4 月 1 7 日

各都道府県、指定都市、市区町村学校保健会
各都道府県、指定都市、市区町村教育委員会学校保健担当課 御中
各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部局感染症対策担当課
各都道府県、指定都市、中核市、保育主管課

公益財団法人 日本学校保健会
(公印省略)

令和 7 年度学校等欠席者・感染症情報システムの新規導入について（通知）

平素より本会事業にご支援を賜り感謝申し上げます。

公益財団法人日本学校保健会は、平成 25 年度よりリアルタイムサーベイランスである「学校等欠席者・感染症情報システム（以下、本システム）」を運営してまいりました。本システムは、学校等において子供たちの欠席情報を毎日入力することで、地域の感染症の発生状況をリアルタイムに把握し、入力施設、保健所、教育委員会、保育課、医師会等の関係機関が情報を共有できる、早期の感染症対策に役立ちます。令和 7 年 3 月時点で、全国の約 41,000 施設が登録し、利用している全国規模のシステムとなっています。

新型コロナウイルスの感染拡大の際には、文部科学省と厚生労働省から全国の自治体に本システムの導入を推奨する事務連絡も発出されています。感染症対策には、感染拡大を防ぐため、平時の対策作りが重要となります。未導入の自治体につきましては、学校・保育園等における感染症対策を強化するために、ぜひ本システムの導入をご検討いただきますようお願いいたします。

令和 7 年度の新規導入申込につきましても、申込手続きが大幅に簡略化されておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。新規導入を希望する自治体は、下記お問い合わせ窓口（株式会社エスイーシー 東京システムセンター）へ連絡いただき、手続きをするようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市学校保健会には、本文書を教育委員会及び福祉保健部局の担当課に伝達していただきますようお願いいたします。都道府県の担当課は管内の市区町村への周知をお願いいたします。

記

1 令和 7 年度「学校等欠席者・感染症情報システム」新規導入申込方法について

・令和 7 年度に本システムへ新規導入申込をされる自治体は、下記に表示してあります本件に関するお問い合わせ窓口（株式会社エスイーシー 東京システムセンター）へ連絡いただき、手続きをするようお願いいたします。

- ・新規申込表は、委託業者の株式会社エスイーシー 東京システムセンターにて学校コードを元に原案を作成しますので、自治体担当者の方は内容の確認のみで申込を完了できます。
- ※ 学校だけでなく、幼稚園、保育園、こども園の新規登録方法も同様です。
- ※ 保育園、こども園の場合は管轄されている施設情報（一覧）の提供をお願いすることがあります。
- ※ 新規導入申込は、締め切りを設けずに随時受け付けております。

2 本システムのご案内、問い合わせ・申込窓口について

《本件に関するお問い合わせ窓口》

株式会社エスイーシー 東京システムセンター

system@hokenkai.or.jp

本システムの概要説明、活用事例、研修資料等の詳しい情報を本会のポータルサイトに掲載していますので、ぜひご活用ください。（「学校保健ポータルサイト」で検索）